第４章　災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市町村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第１節　災害復旧計画

第１　実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第２　復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

(1)　河川

(2)　海岸

(3)　砂防設備

(4)　林地荒廃防止施設

(5)　地すべり防止施設

(6)　急傾斜地崩壊防止施設

(7)　道路

(8)　港湾

(9)　漁港

(10)　下水道

(11)　公園

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市施設災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　住宅災害復旧事業計画

６　空港施設災害復旧事業計画

７　社会福祉施設災害復旧事業計画

８　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

９　学校教育施設災害復旧事業計画

10　社会教育施設災害復旧事業計画

11　その他災害復旧事業計画

第３　災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表（資料編９－５「事業別国庫負担等一覧」）のとおりである。

第４　激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市町村は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第２節　被災者援護計画

第１　罹災証明書の交付

１　北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、道は、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

２　市町村

(1)　市町村は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

(2)　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

(3)　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

(4)　市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(5)　市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(6)　市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

３　消防機関

(1)　市町村長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

(2)　消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第２　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

(1)　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。

(2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　氏名	サ　市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ　生年月日	
ウ　性別	
エ　住所又は居所	シ　(11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ　援護の実施の状況	
キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク　一電話番号その他の連絡先	
ケ　世帯の構成	セ　その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ　罹災証明書の交付の状況	

(3)　市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4)　市町村長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア　本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ　市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ　その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3)　市町村長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（本節第２の１の(2)のス）を含めないものとする。

第３　特別行政相談活動による被災者への情報提供

北海道管区行政評価局は、発災後速やかに被災者に情報提供ができるよう、道及び市町村と連携し、生活支援情報をまとめたガイドブックを作成するものとする。

また、発災後は、ガイドブックの避難所等への配付や災害専用フリーダイヤルの設置、被災者の相談にワンストップで対応する特別行政相談所の開設など、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応するものとする。

第４　融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、道及び市町村並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

１　実施計画

(1)　一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2)　中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3)　農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4)　福祉関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

(5)　被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

市町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

(6)　その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

２　財政対策

(1)　指定地方行政機関、金融機関等は、道及び市町村が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

(2)　道及び市町村並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

３　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、道、市町村等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第５　災害義援金の募集及び配分

道民、他都府県民、企業等からの被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次のとおりである。

１　実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、募集については北海道災害義援金募集委員会、配分については北海道災害義援金配分委員会がこれに当たる。

２　運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則(別記)の定めるところによる。

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

（目的）

第１条　本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2項及び北海道地域防計画第4章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第２条　本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第３条　委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第４条　委員会は第１条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第５条　委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2)　委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3)　委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第６条　委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2)　会議の議長は、会長がこれに当たる。

(3)　会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第７条　義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第８条　委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第９条　委員会は第１条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第１０条　この会則は平成１９年５月３０日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和５７年９月１日制定）は廃止する。

「参考」　本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

（昭和34年9月1日　甲 北海道知事　乙 日赤北海道支部長）

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第７条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

１　義援金募集要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○　○　災害義援金募集要綱」とする。

２　実施主体

北海道災害義援金募集委員会とする。

（事務局:日本赤十字社北海道支部）

３　構成団体

委員会構成団体名を明記する。

４　趣旨

都度委員会において定める。

５　義援金の種別

募集する義援金は原則として現金とする。

特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。

６　募集期間

都度委員会において定める。

７　損金等の取扱い

委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。

８　義援金の受付窓口

各構成団体（同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。

９　受領書の発行

各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。

ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。

(2)　街頭募金の場合は受領書は発行しない。

10　義援金の送金

各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。

(2)　委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。

11　広報・周知

義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。

(2)　義援金の募集成績は概ね１ヶ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。

12　義援品の取り扱い

義援品は原則として取扱わない。

13　経費

各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。

14　その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

別記

北海道災害義援金配分委員会会則

（目的）

第１条　本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第３２節災害義援金募集（配分）計画に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第２条　本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第３条　委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第４条　委員会は第１条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第５条　委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2)　委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3)　委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第６条　委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2)　会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3)　会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(要綱等)

第７条　義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第８条　委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第９条　委員会は第１条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第１０条　この会則は平成１９年５月３０日から実施する。

北海道災害義援金募集（配分）委員会会則（昭和５７年９月１日制定）は廃止する。

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第７条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

１　義援金配分要綱名

要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金配分要綱」とする。

２　実施主体

北海道災害義援金配分委員会とする。

（事務局：北海道保健福祉部福祉局地域福祉課）

３　構成団体

委員会構成団体名を明記する。

４　趣旨

都度委員会において定める。

５　配分方法

北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。

６　広報・周知

義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。

７　経費

各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。

(2)　被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。

８　その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。